

差別されない権利

地域人権教育指導員 平井靖彦

2016年に川崎市の出版社が全国の被差別部落の所在地を一覧にした書籍を出版しようとし、さらにそのリストをインターネット上に公開するという事件が起きました。これに対し、250人以上の人が原告になり裁判を起しました。その裁判で、昨年6月28日、東京高裁で画期的な判決が言い渡されました。その一部を抜粋します。

憲法13条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法14条1項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、その趣旨に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができ、人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益である。

要約すると「憲法の条文から考えると、すべての国民は法の下に平等であり、人間として豊かで平穏な生活を送ることがで

きる権利を有し、これは法的に保護されなければならない」ということです。そして、東京高裁は被差別部落のリストが「不当な扱い(差別)を受け又はそのおそれがある」ものとして法的救済が必要だとしました。これが「差別されない権利」が認められたということです。新聞報道などで大きく取り上げられました。

また、判決ではアウトティング(他人からの暴露とカミングアウト(自ら明かすこと)の違い)も言及しています。仮に自分の立場を明らかにして活動をしている人の情報でも、他人が勝手に公表することは「不当な扱いや言動のきつかけになること」に変わりはないとしています。このように、東京高裁判決は部落差別についてかなり深く掘り下げて判決を出しています。

昨年11月に近畿地方で開催された全国人権・同和教育研究会のある分科会でLGBTQ+の報告があり、当事者も交えた論議がありました。そこで交わされたのが生きづらさ(差別)

の問題や「権利」の問題でした。その中で、参加者の被差別部落の青年が「被差別当事者としての生きづらさや権利侵害は部落差別と同じです。差別は命の問題なんです」と部落差別とLGBTQ+の2つの差別をつなげて訴えました。会場からは拍手が起りました。

被差別部落の人たちに認められた「差別されない権利」は、全ての人たちに保障されるものです。その意味で、今回の東京高裁判決は「人権」を保障しようとする私たちにとって画期的なものでした。

現在、部落差別やLGBTQ+だけでなく、障がい者差別、ハンセン病回復者やその家族に対する差別、水保病に関わる差別など、多くの人権課題が社会に存在しています。「菊池市人権未来都市宣言」に込められた思いを共有し、差別のない菊池市の実現に力を合わせ取り組みましょう。



◆シリーズ◆ 南北朝・菊池一族歴史街道 ⑫

【問い合わせ先】菊池プロモーション室 ☎0968(25)7267

◆うきは市

うきは市指定文化財(史跡)の正平塔は、吉井町千年の小江集落の北新川沿いの閑静な田畑の中にある石塔です。建てられたのは正平18(1363)年。中世の南北朝時代のことです。南北朝時代までさかのぼる石塔は福岡県下でも非常に古く貴重な石造物です。

塔を建立した調査一門は、黒木助能を始祖とする星野、黒木川崎の三氏の総称で、中でも星野氏は、耳納山の複数の山城を

拠点として吉井周辺を支配していました。

南北朝の戦乱時には、肥後の菊池氏と征西將軍懐良親王を率じ南朝に尽くしました。北朝の武家側とは幾度も戦い、多くの生命が失われました。

とりわけ正平14(1359)年には、大規模な戦いが勃発します。関ヶ原合戦、川中島合戦と並んで日本三大合戦とも呼ばれる大原合戦(大保原合戦、筑後川の戦い)です。筑後川をはさみ両軍合わせて10万ともいわれる

大軍が戦ったこの合戦は、南朝方が勝利を収めました。両軍最大の激戦であったため、双方ともに多数の戦死者を出した終結となりました。南北朝の動乱の中、星野氏をはじめとする調査も、多くの一族郎党が犠牲となりました。

この塔には、次のような銘文と梵字が刻まれています。
願以此功德、普及於一切、我等與衆生、皆共成佛道
(願わくば此の功德を以て普く一切に及ぼし、我等も衆生とともに、皆共に佛道に成ぜん)

これは「法華経」の一節で、数多くの戦いで散華した南北両軍全の犠牲者の供養を願っていることが読み取れます。この塔には、調査の平和への願いが込められているのかもしれない。

◆絵画連作◆ 幻の都 城下町菊池

絵・文/橋本以蔵

第三章 菊池五山 ~菊池氏の信仰~



輪足山東福寺

【場所】巨

巨大な境内を持つ格の高いお寺でしたが、やがて衰退。それを武光公が菊池五山を制度として整えられた時、再興して禅刹とし、五山第1位に定められたのです。今は小さくなって無住のお寺になっていますが、水田となった場所(当時、寺域で歓喜院があった)に13代武重公のお墓が残されています。



正平塔についての詳細はうきは市のホームページをご覧ください。



地域おこし協力隊を紹介します!
新たにメンバーが加わりました

1月から新しい地域おこし協力隊が着任しました。プロフィールや活動内容をご紹介します。

【問い合わせ先】情報政策課 ☎0968(25)7249

—どんな活動を行いますか? 市民の皆さんがスマートフォンやデジタル機器を活用し、便利で豊かな生活ができるように、スマートフォン教室の実施やデジタル機器の紹介、申請書類のデジタル化などに取り組みます。地域を活性化させるために、さまざまな手段を検討し、意見を求め、デジタル化を推進していきます。

—菊池の印象は? とても広く、のどかで温泉や菊池渓谷などの自然が豊か。公共施設もきれいで使いやすいです。キクロスの図書館は蔵書が豊富なので、学生時代から通っています。

—3年後、菊池をどんなまちにしたいですか? 地域の皆さんとのつながりを大切にしながら、デジタル化だけでなく、菊池のPRにも取り組みたいです。市がデジタル化を主導し、全国へ推進していけるようなまちにしたいです。

菊池デジタル推進コーディネーター

山脇はるかさん 出身 那覇市

趣味 家庭菜園、料理
菊池の好きな場所 温泉が最高! 本が好きなので、キクロスの図書館もお気に入りです。

—なぜ菊池の協力隊に? 学生時代に市の地域未来塾の学習支援員をしていて、学生の学習意欲の高さに衝撃を受け、私の持っているITスキルを市民へ広めることができれば、情報格差の解消へとつながると考えました。

農業委員会だより

【問い合わせ先】
農業委員会
☎0968(25)7235

農地の無断転用は法律違反です。

農業委員会の許可を受けずに、無断で農地転用を行うと農地法違反となりますので、絶対に行わないでください。無断転用では権利の取得に当たっては1億円以下の罰金が科せられる農地法の罰則が適用されます。

場合、農業委員会が工事の中止を指示し、元の農地に復元させる原状回復命令を出すことがあります。違反転用者には、3年以下の懲役や300万円以下(法人に対しては1億円以下)の罰金が科せられる農地法の罰則が適用されます。

市農作業受託料(参考)

(10a当たり消費税込み)

| 作業別 | 条件 | 金額 |
|------|----------------|-----------------------|
| 耕起 | — | 5,500円 |
| 代かき | — | 9,900円 |
| 田植 | 植え付けのみ | 9,900円 |
| 防除 | 1回当たり(薬剤代別) | 2,300円 |
| 稲収穫 | カッター(運搬費含む) | 14,850円 |
| | 倒伏田カッター(運搬費含む) | 上記の2.5割~5割増し(倒伏状態による) |
| 麦収穫 | 運搬費含む | 10,450円 |
| 大豆収穫 | 運搬費別 | 8,250円 |
| 乾燥 | 乾燥(米) | 2,035円/1俵 |

上記の金額は、ほ場整備地区を基準とした受託料です。作業条件(農地の形状、面積の大小等)及び経済的変動(燃料や資材の高騰など)を考慮し、お互いの合意の上で決定してください。また、農業委員会では、農作業受託料に関しましては一切関与いたしません。